

山梨県公報

第二千八百六十一号

平成三十一年

二月十八日

月 曜 日

目次

○道路の供用開始	三三三
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知	三三三
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	三三三
○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正	三三四

告示

山梨県告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	(延)長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公園線	西八代郡市川三郷町山保字東 峠二七六九番一地从先から 西八代郡市川三郷町山保字東 峠二七六九番一地从先まで	四七・八	平成三十一年 二月十八日

公告

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十一年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

指定施設要件変更保安林の所在場所

都留市朝日曾雌字大板屋一〇九七(次の図に示す部分に限る。)

通知の相手方

日向利雄

都留市朝日曾雌字茅野一一五三の二

渡辺勝太郎

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施設要件変更の告示 平成三十一年一月八日農林水産省告示第三十五号

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第一条 山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「もの」を「自動車」に改め、同条の表第三項中「まで」の下に「及び山梨県南巨摩郡南部町大字富士石合二八、三四六番先から山梨県南巨摩郡南部町大字富士真篠九四九番三先まで」を加える。

第二条 山梨県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

第八条の二の表第三項中「山梨県西八代郡市川三郷町宮原四一番一」を「山梨県南巨摩郡身延町波高島字追沢一、三四七番二先」に、「四、八二三番」を「四、八二三番先」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は平成三十一年二月二十三日から、第二条の規定は同年三月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第十五号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十一年二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一の一四三の項の次に次のように加える。

一四四	中部横断自動車道（上り線） 六郷インターチェンジ流入 （ランプ）	西八代郡市川三郷町宮原七四番地二 先から西八代郡市川三郷町宮原九四番地先まで （三五番地先まで） （五メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
一四五	中部横断自動車道（下り線） 六郷インターチェンジ流出 （ランプ）	西八代郡市川三郷町宮原九八番地先 から西八代郡市川三郷町宮原四〇番地先まで （三五メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号

一四六	中部横断自動車道（上り線） 中富インターチェンジ流出 （ランプ）	南巨摩郡身延町下田原一、六三番地二先から南巨摩郡身延町下田原一、九六番地一先まで （三三〇メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
一四七	中部横断自動車道（上り線） 中富インターチェンジ流入 （ランプ）	南巨摩郡身延町下田原一九五番地一先から南巨摩郡身延町下田原一二四番地先まで （二〇五メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
一四八	中部横断自動車道（下り線） 中富インターチェンジ流出 （ランプ）	南巨摩郡身延町下田原一二四番地先から南巨摩郡身延町下田原一二〇番地先まで （一九五メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
一四九	中部横断自動車道（下り線） 中富インターチェンジ流入 （ランプ）	南巨摩郡身延町下田原二〇一番地三先から南巨摩郡身延町下田原一、三三番地三先まで （三四五メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
一五〇	中部横断自動車道（上り線） 下部温泉早川インターチェンジ流出 （ランプ）	南巨摩郡身延町波高島五七四番地先から南巨摩郡身延町上八木沢六六一番地二先まで （四七〇メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
一五一	中部横断自動車道（上り線） 下部温泉早川インターチェンジ流入 （ランプ）	南巨摩郡身延町上八木沢六六一番地二先から南巨摩郡身延町波高島無番地先まで （四三〇メートル）	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号

一五七	一五六	一五五	一五四	一五三	一五二
中部横断自動車 車道(下り線) 南部インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(上り線) 南部インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(下り線) 南部インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(上り線) 南部インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(下り線) 下部温泉水 インジェン プ)	中部横断自動車 車道(下り線) 下部温泉水 インジェン プ)
南巨摩郡南部町中 野三、四、八、三 先から南巨摩郡南 部町中野三、二 部中野三、二	南巨摩郡南部町中 野三、七、二、二 先から南巨摩郡南 部町中野四、九 部中野四、九	南巨摩郡南部町中 野四、九、五、四 先から南巨摩郡南 部町中野三、七 部中野三、七	南巨摩郡南部町中 野三、〇、八、一 先から南巨摩郡南 部町中野三、三 部中野三、三	南巨摩郡南部町上 八木沢六、一、六 二先から南巨摩郡 身延町波高、一、 二先から南巨摩郡 身延町波高、一、	南巨摩郡南部町上 八木沢六、一、七 三先から南巨摩郡 身延町上八木沢六 一六番地二先まで 身延町上八木沢六 一六番地二先まで
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速	高速
平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号

二一〇	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八
西八代郡市川 三郷町宮原九 九番地先上	中部横断自動車 車道(下り線) 富沢インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(下り線) 富沢インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(上り線) 富沢インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(上り線) 富沢インジェン ラチェン(プ)	中部横断自動車 車道(断)南部 インジェン 出管理施設流
県道交差点 から中富イ ン方向へ	南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡	南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡	南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡	南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡 南巨摩郡南部町福 士一、〇、南巨摩郡	南巨摩郡南部町中 野三、六、八、二、 野三、六、八、二、 野三、六、八、二、 野三、六、八、二、
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速	高速
平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号

別表第二の二〇九の項の次に次のように加える。

二二四	二二三	二二二	二二一	
進の三ブイン(四三西八代郡市川 交郷と県道出ラチエ 差身延道市ラチエ 止)点、線と	進の三ブイン(二三西八代郡市川 交郷と県道出ラチエ 差身延道市ラチエ 止)点、線と	合入線線地一三西八代郡市川 流ラ六本三、郷町宮原川 部ンチ郷線先四九〇宮川 プエンインと下り番川 との流タ	の流タりり九三西八代郡市川 合入線六番郷地先宮原川 流ラチエ本線と上(上九川 部ンチ郷線と上(上九川 プエンインと上(上九川 との流タ	の上流タ 合入ラチエン 流線本プ 部線とジ
線川から下り 方三郷県線 向郷道身本 へ延市線	線川から上り 方三郷県線 向郷道身本 へ延市線	ンジから中 方一増富 向チエイン へエインタ	ンジから増 方一中チ 向チエイン へエインタ	
自動車	自動車	自動車	自動車	
終日	終日	終日	終日	
高速	高速	高速	高速	
告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日	

二二九	二二八	二二七	二二六	二二五
点切ブイン(町南巨摩郡身延 石ジンタ下り番下田原郡身延 直と県道出ラチエ 進)点、線と	部ンエ富線先六町南巨摩郡身延 プンジンと(下三下田原郡身延 の流タり番地一、延 合入線中二、	部本線との合流 ンプと下り線 エ富インタラチ ンジンタラチ 先(下二番地三 六三番地三 町(下二番地三 南巨摩郡身延	の流タりり四町南巨摩郡身延 合入線六番郷地先宮原川 流ラチエ本線と上(上九川 部ンチ郷線と上(上九川 プエンインと上(上九川 との流タ	の上流タり四町南巨摩郡身延 合入線六番郷地先宮原川 流ラチエ本線と上(上九川 部ンチ郷線と上(上九川 プエンインと上(上九川 との流タ
向子から下り へ切らり線本 石県道身本 線方割線	ジ方らチ川下 方一六エンイ部 向チ郷ン温 へエンチジ泉 エンカ早	ンジから県 方一六道交 向チ郷差 へエ点	ジ方泉から六 向一早川チ郷 へエ温	ジ方泉から六 向一早川チ郷 へエ温
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速
告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日	告示第一五号 平成三一年二 月一八日

二二四	南巨摩郡身延町上八木沢六	二二三 温泉早川(一七下り線)下郡先	二二三 南巨摩郡身延町波高島(三下り線)下郡先	二二二 南巨摩郡身延町波高島(三下り線)下郡先	二二〇 南巨摩郡身延町下田原(八上り線)中富
から	上り線本線	差	向	ン	向
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速	高速
月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日

二二八	南巨摩郡南八町富士(一三下り線)下郡先	二二七 南巨摩郡南八町富士(一三下り線)下郡先	二二六 南巨摩郡南八町富士(一三下り線)下郡先	二二五 南巨摩郡南八町富士(一三下り線)下郡先	一七番地四先(上り線)中富
の	下	向	金	向	差
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速	高速
月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日	平成三一年二月一八日

二二二 三三	二二三 三二	二二二 三二	二二〇	二二九
ン下本本地町南 ジ部線先波巨 流入温と(高摩 入泉上)上郡 ラ早川線無身 ン川線線延	ととジン部先三町南 の上流タ温(四巨 合上入タ(上七摩 流合入ラ泉早上)番郡 部本線チ川川)地二香地二、 と)線本プエ川川)下線地二、	の上流タ番町南 合入線富地福巨 流ラチエ先四士摩 部本ラエン(先八郡 と)線本プエ(上〇南 と)線本プエ(上〇南	点スエ沢先町八南 、路ンインイン七巨 、左とンジタ下(番摩 折、のジタ下)番土郡 禁、の流出タ線)地、郡 止)交ラチ富一〇南部	点スエ沢先町八南 、路ンインイン七巨 、右とンジタ下(番摩 折、の流出タ線)地、郡 禁、の流出タ線)地、郡 止)交ラチ富一〇南部
向チ山ジ台中 へエンから富 ンインタ身イ ジ方延	向チイから へエンシタ身 方延	向線差 へ料点 ン金所 方本	方 向 へ	方二からとの 向号交国道分 へ差五道岐 点本
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速
平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号

二二二 三三	二二二 三三	二二二 三三	二二二 三三	二二二 三三
五町南南 四中巨摩 番野三郡 地野三郡 先八部	直点路 進、右 禁、折 止)の 交差	部)プンイと九町南)のジタ下(八中巨 合流ラチ南)線番野摩 流)入チ南)線地三郡 合)入チ南)線地三郡 流)入チ南)線地三郡	部)線ンブイン(〇町南)のジタ下(八中巨 合流ラチ南)線番野摩 流)入チ南)線地三郡 合)入チ南)線地三郡	部)プンイと五町南)のジタ下(八中巨 合流ラチ南)線番野摩 流)入チ南)線地三郡 合)入チ南)線地三郡
二から下り 号交国道本 差道五線 点	方二から上り 向号交国道 へ差五線 点	へエンから ンシタ身延 方山	へエンから ンシタ身延 方山	へエンから ンシタ身延 方山
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	終日	終日	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速
平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号	平成三一年二 月一八日 告示第一五号

一九五	中部横断自動車道	南巨摩郡身延町波高島五九番地二先から南巨摩郡青柳町富内線	ルメ一〇六、 一三〇	自動車	七(〇)時～七(〇)時	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号
一九四	中部横断自動車道	南巨摩郡富士川町青柳町三、一五番地二先から南巨摩郡身延町波高島五九番地二先の上り線	ルメ七一六、 一三〇	自動車	七(〇)時～七(〇)時	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号

別表第三の一九四及び一九五の項を次のように改める。

二三九	南巨摩郡南部町中野三、七(六)番地先(ア)クセスと下り線南部インテイクチェンタールンとの交差点(左折禁止)	国道五二号交差点から下り線南部インテイクチェンタールン方向へ	自動車	終日	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一五号
-----	---	--------------------------------	-----	----	----	-----------------------

二二〇	中部横断自動車道(下り線)	南巨摩郡身延町下原二四番地先から南巨摩郡身延町下原二四番地先まで(上り線)	ルメ一九五	自動車	三〇	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号
二二九	中部横断自動車道(上り線)	南巨摩郡身延町下原二四番地先から南巨摩郡身延町下原二四番地先まで(上り線)	ルメ二〇五	自動車	三〇	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号
二二八	中部横断自動車道(上り線)	南巨摩郡身延町下原二四番地先から南巨摩郡身延町下原二四番地先まで(上り線)	ルメ三三〇	自動車	三〇	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号
二二七	中部横断自動車道(下り線)	西八代市川三郷町宮原八番地先から西八代市川三郷町宮原四〇番地一先まで(下り線)	ルメ三五五	自動車	三〇	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号
二二六	中部横断自動車道(上り線)	西八代市川三郷町宮原七番地先から西八代市川三郷町宮原九番地一先まで(上り線)	ルメ三五五	自動車	三〇	高速	平成三十一年二月十八日 告示第一八五号

同表第三の二二五の項の次に次のように加える。

とす。

二二二五	二二二四	二二二三	二二二二	二二二一	
早下(自)中 川部動車 チ温り車 エン泉線道 断	ランタ早下(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 入エン泉線道 断	ランタ早下(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 出エン泉線道 断	ランタ早下(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 出エン泉線道 断	ランタ中(自)中 ンジ富下(自)中 プ流イ下(自)中 入エン線道 断	ランタ中(自)中 ンジ富下(自)中 プ流イ下(自)中 入エン線道 断
で三身二八南 四延先木巨 下七町先から り番波南一 線地高巨六 下地島摩一 部先郡身 温郡摩六延 ま郡郡町上	ラ下部地身二八南 ンタ先延木巨 プ流温町から 入エン早高六 川上(一)一 流イ無六 入線番郡 上	ン早川(一)身三八南 ンジ下(下)六先木巨 流イ番番町から 出エン番番上 ラ下二八南 ン下先木巨 プ温上六一 入泉で六七 チ温ま摩 ェ泉郡	流番町から高南 出イ線上下八巨 ラタ下先木巨 ン下温ま郡 プチ早一六 ェ泉上六延 川(上)六先 ジ(上)六延	ラン三延先田南巨 ン下三町から プ流番下南巨 入中三原一摩 富三番地三番 中三番地三番 富三番地三番 流三番地三番 入三番地三番	プ)地三先まで(下 チ)中富イン エン)流 ジ)出 ラ)ラ ン)ン
ルメ一 一 九 ト 〇	ルメ四 一 三 ト 〇	ルメ一 一 九 ト 五	ルメ四 一 七 ト 〇	ルメ三 四 五 ト 五	
車自動	車自動	車自動	車自動	車自動	
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
高速	高速	高速	高速	高速	
号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	

二二三〇	二二二九	二二二八	二二二七	二二二六	
出理エン(自)中 施タ南動車 設ジ部車 管部摩 プ流管チ道 断	ランタ南(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 入エン泉線道 断	ランタ南(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 入エン泉線道 断	ランタ南(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 出エン泉線道 断	ランタ南(自)中 ンジ川部動車 プ流チイ温り車 出エン泉線道 断	ランンジ流 入
チで三三南野南巨 エン(南)部先三三 ン部中から三三 ジ部中野南三三 管部野南三三 理部野南三三 施部野南三三 設部野南三三	ラ下部八先野南巨 ンタ番町から三三 プ流温中野南三三 入エン早高六 川上(一)一 流イ無六 入線番郡 上	ラン早川(一)身三八南 ンジ下(下)六先木巨 流イ番番町から 出エン番番上 ラ下二八南 ン下先木巨 プ温上六一 入泉で六七 チ温ま摩 ェ泉郡	プ)チ一)部先野南巨 チ)線番町から エン)線番町から プ)線番町から	ラン三延先田南巨 ン下三町から プ流番下南巨 入中三原一摩 富三番地三番 中三番地三番 富三番地三番 流三番地三番 入三番地三番	泉早川イン チ)エン エン)流 ジ)入 ラ)ラ ン)ン
ルメ一 一 七 ト 五	ルメ三 一 七 ト 五	ルメ四 一 〇 ト 〇	ルメ四 一 〇 ト 五	ルメ三 六 五 ト 五	
車自動	車自動	車自動	車自動	車自動	
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
高速	高速	高速	高速	高速	
号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	号告二平 示月成 第一三 一八一年 五日	

二三六	二三五	二三四	二三三	二三二	二二二	()
中部横断 クエン セン スジ 路アチ	中部横断 自動 車道 断 泉早川 温道 三先(真 道交差 点占心 八木沢 五五番 地 南巨摩 郡身延 町上	中部横断 自動 車道 断 (下り 線 富沢 イン チェ ン ラン ジ プ 入)	中部横断 自動 車道 断 (上り 線 富沢 イン チェ ン ラン ジ プ 入)	中部横断 自動 車道 断 (下り 線 富沢 イン チェ ン ラン ジ プ 出)	中部横断 自動 車道 断 富沢 イン チェ ン ラン ジ プ 出 六八番 地先 南巨摩 郡身延 町中	流出ランプ)
南巨摩郡南部町中	両側 線分岐 部)ま での	プ チ ェ ン ジ 流 入 ラ ン プ	ン ジ 流 入 ラ ン プ	ン ジ 流 出 ラ ン プ	ラ ン プ (上 り 線 富 沢 イ ン 流 出)	
四〇〇	ルメ 一〇 ト	ルメ 一五 ト	ルメ 一五 ト	ルメ 二二 ト	ルメ 四二 ト	
自動	車自動	車自動	車自動	車自動	車自動	
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
高速	高速	高速	高速	高速	高速	
平成三一年	号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日	

二三九	二三八	二三七	
中部横断 自動 車道 断	中部横断 自動 車道 断	中部横断 自動 車道 断 路アチ クエン セン スジ イ	中部横断 自動 車道 断 路アチ クエン セン スジ イ
線金三士南地士南 所先三三南巨 (富五郡県境三南 ま沢四南郡境三南 での本三部町か番 下線三番町か番 り料地福	境三南所(富 ま四郡から南巨 での番福土二巨 上り番土二八、 線県境、郡	差先南点先士南 点(国町から一巨 ま道福五土南六南 の二五無巨内九部 両号番交地郡差地福	差先四巨路先野 点(国一郡差ラ三 ま道三五部)内七 の二番町から六 側交五野南字地
一〇八、 ト ルメ五	一五八、 ト ルメ八	一三一、 ト ルメ二	ルメ 一ト
車自動	車自動	車自動	車
〇と毎トメキ五等象常、だ(七 〇す時ル一口〇は時気異した〇	〇と毎トメキ五等象常、だ(七 〇す時ル一口〇は時気異した〇	三〇	
高速	高速	高速	
号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日	号告 示第 一八 一五 日

二四四	二四三	二四二	二四一	二四〇
中部横断自動車道	中部横断自動車道	中部横断自動車道	中部横断自動車道	中部横断自動車道
三南、先三、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	二町、先、福、士、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	り番、南、部、町、先、福、士、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	下五、南、部、町、先、福、士、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	上六、先、野、南、部、町、先、福、士、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、
ルメ一七五	ルメ一七五	ルメ一七五	ルメ一七五	ルメ一七五
車自動	車自動	車自動	車自動	車自動
五〇	三〇	五〇	七〇	七〇
高速	高速	高速	高速	高速
平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示

二二	二四六	二四五	六	二
中部横断自動車道	中部横断自動車道	中部横断自動車道	自動車専用道路(五湖)	中部横断自動車道
先四、地、士、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	り番、町、先、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	下五、郡、先、南、巨、摩、郡、南、部、町、福、地、	田山、南、都、留、郡、山、中、湖、村、	で士、一、士、先、町、西、八、代、郡、市、川、三、郷、
ルメ一七〇	ルメ二七〇	ルメ二四〇	ルメ二〇四	ルメ一八二
車自動	車自動	車自動	車自動	車自動
終日	五〇	三〇	終日	終日
高速	高速	高速	高速	高速
平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示	平成三一年二月十五日告示

別表第四の二の項の次に次のように加える。

別表第四の六及び一の項を次のように改める。

一八	一七	一六	一五	一四	一三	
中部横断	中部横断 （自動車道） （下川温） （早川） （八木） （南巨摩郡） （先ラン） （上八木） （番地） （クエン） （セス） （路）	中部横断 （自動車道） （下川温） （早川） （八木） （南巨摩郡） （先ラン） （上八木） （番地） （クエン） （セス） （路）	中部横断 （自動車道） （下川温） （早川） （八木） （南巨摩郡） （先ラン） （上八木） （番地） （クエン） （セス） （路）	中部横断 （自動車道） （下川温） （早川） （八木） （南巨摩郡） （先ラン） （上八木） （番地） （クエン） （セス） （路）	中部横断 （自動車道） （下川温） （早川） （八木） （南巨摩郡） （先ラン） （上八木） （番地） （クエン） （セス） （路）	の両側
南巨摩郡南部町中	南巨摩郡南部町中	南巨摩郡南部町中	南巨摩郡南部町中	南巨摩郡南部町中	南巨摩郡南部町中	
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	
自動	自動	自動	自動	自動	自動	
終日	終日	終日	終日	終日	終日	
高速	高速	高速	高速	高速	高速	
平成三十一年	平成三十一年	平成三十一年	平成三十一年	平成三十一年	平成三十一年	

七	六	五	四	一九	
中部横断 （自動車道） （上り線）	中部横断 （自動車道） （下り線） （中富） （ラン） （タ） （ン） （出）	中部横断 （自動車道） （上り線） （中富） （ラン） （タ） （ン） （出）	中部横断 （自動車道） （下り線） （六郷） （ラン） （タ） （ン） （出）	中部横断 （自動車道） （富） （ク） （エン） （タ） （セ） （ス） （路）	自動車道 （南巨摩郡） （先ラン） （ク） （エン） （タ） （セ） （ス） （路）
南巨摩郡南部町中野三、七三七番地先	南巨摩郡身延町下田原一、二〇番地三先	南巨摩郡身延町下田原一、九八番地四先	西八代郡市川三郷町宮原四〇番地一先	南巨摩郡南部町福	野三、七七六番地
高速	高速	高速	高速	自動	車
終日	終日	終日	終日	終日	終日
平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月十八日	平成三十一年二月十八日

別表第五の三の項の次に次のように加える。

八	南部イン ターチェ ン流出 ランプ)	南巨摩郡南部町中野三、七七六番地先 (南部インターチェンジアクセス路と 下り線流出ランプとの交差点、西進車 両)	高速	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号
---	-----------------------------	---	----	---------------------------

別表第十二の五の項の次に次のように加える。

六	南巨摩郡南部町福士一九、五六二番地三先	中部横断 自動車道 樽峠入口	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号
七	南巨摩郡南部町福士一、〇八七番地二先	中部横断 自動車道 富沢インター チェンジア クセス路	平成三十一年二 月一八日 告示第一五号